

近代の戸籍の展開

森 謙 二

1 はじめに

日本では、中国や朝鮮^{なら}に倣って、古代から戸籍制度を採用してきた。この戸籍制度の展開は、おおよそ3つの段階に区分できるだろう。まず、日本で最初に体系的な戸籍として、天智天皇の時670年に整備された『庚午年籍^{こうごねんじやく}』をあげることができる。古代の戸籍は、律令国家のもとで、戸を単位とした課役、良賤身分の掌握、氏姓の確定、兵士の徴発、さらには班田収授^{はんてんしゅうじゆ}などの基本的台帳として8世紀から9世紀にかけて利用されてきた。

第2は、近世の「宗門人別改帳」である。江戸幕府において「宗門改役」が設置されたのは1640(寛永17)年だとされ、1664(寛文4)年には宗門改を毎年行うことが諸藩にも布達された。1726(享保11)年には「人別改之儀に付御触書^{にんべつのぎにつきおふれがき}」(徳川禁令考)が出され、徳川吉宗の時代に全国的な人口調査が始まり、「人別改」と「宗門改」は統合される形で「宗門人別改帳」と呼ばれるようになった*1。「宗門改」はキリシタンの禁圧を目的としたものであり、「人別改」は人民の戸籍原簿あるいは課税台帳の役割は果たすようになり、「宗門人別改帳」はそれらを統合す形態をとることになった*2。

第3は、近代の戸籍である。近代の戸籍の端緒となるのは、1871(明治4年)の戸籍法に基づいて編成された戸籍であり、一般には戸籍の編成が本格的に始まった干支をつけて「壬申戸籍^{じんしんこせき}」と呼ばれている。この戸籍は、近世の宗門人別改帳の伝統を引き継いだものではあったとしても、制度的には「近代」としての性格を持ったものである。また、近代の戸籍は、「壬申戸籍」の編成の後に、その性格を変えながら新たな展開を始めることになる。本稿が対象とする問題も、この「近代の戸籍」のもつ性格であり、その歴史的展開である。

利谷信義は、近代の戸籍の目的に関して、きわめて包括的な整理している。戸籍は、被支配者の範囲を確定し、治安の維持と支配の安定を期するとする。また、租税と労役(徴兵)の負担者を確定し、教育・産業・衛生・生活保障その他の行政の基礎資料となるとし、被支配者の個人としての特定、国籍の確定、身分関係の公証を行い、また宗教統制の目的を追求したこともある、とする。

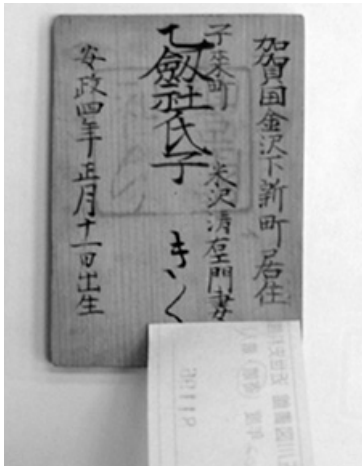
さらに、戸籍は、西洋の身分登録(身分詔書)と同様に、支配のための人的把握の手段であるとする。ただ、戸籍は「戸」を単位として、言い換えれば「戸主」を中心とした人

-
- * 1 近世には、(1) 役^{やく}の賦課のために「人別改帳」(家数人数帳・人数帳・家並帳等と呼ばれることがある)、(2) キリシタン対策のための「宗門改帳」、(3) 〈戸籍原簿〉のような役割を果たす「宗門人別改帳」の3種類の帳簿があった。(1)と(2)が統合される形で、(3)が成立した。
- * 2 「人別改」はすでに戦国時代から織豊時代にかけて作成され、江戸時代初期にも農民からの夫役(ぶやく)徴収を目的に盛んに作成されたと言われている。しかし、全領民を対象としたようなものではなく、宗教統制に意味合いが強い「宗門改帳」が「公儀」によって作成されるようになった。この両者が統合したものが「宗門人別改帳」である。

的集団の把握を編成原理にしたのに対し、身分登録制度は個人を単位として作成されている。

この身分登録（証書）の制度について、利谷の指摘は興味深い。「身分証書の制度は、洗礼により教会への帰属と埋葬による終了を示す出生証書と死亡証書、及びキリスト教的婚姻の成立を示す婚姻証書を骨格とした」「身分証諸制度の主体は、その初めは教会であった。その強大な精神的支配力が、個人の直接の把握を可能にした」*3と。

利谷の指摘で重要なことは、身分登録（証書）制度は、個人を単位にするものであり「近代」という時代に適合的なものであったとしても、「近代」に誕生した制度ではないことである。支配権力による人民の掌握・支配のための方法はそれぞれの社会の文化的な伝統によって規定されている。



(氏子札の写真：金沢市立玉川図書館所蔵)

日本でも、1871（明治4）年に太政官布告第322号「大小神社氏子取調」に基づき「氏子改」を行い、氏子としての証明手段として「氏子札」（守札）が考案されたことがあった。この「氏子札」は個人に発行されたものであるが、1873年にはこの制度は廃止された。この制度の廃止は神道の国教化の挫折によるものであり、宗教としての神道が国を統合するだけの権力を持っていなかったことを意味している。

日本の戸籍とは、支配者（国家）が自ら管轄・支配する人々（被支配者あるいは国民）を「戸」を単位として把握するために作成された公文書（帳簿）である。中国から輸入された戸籍は、古代から近世・近代・現代に至るまで、その形式と内容を変えながら、被支配者を「戸」を単位として把握してきた。本稿では、戸籍において捉えられた「戸」とはどのようなものであったのか、という問題から出発しよう。それぞれの時代において、支配権力が戸籍を通じて達成しようとする目的は異なっていたはずであるし、同時に支配者の捉えようとした「戸」のモデルも同じではないはずである。

近代になると、戸籍は国籍の公証手段になってきた。すでに指摘したように、戸籍は多様な目的を持って作成されたものであるが、国籍の公証手段として用いることが重要な目的として加わってきた、と私は考えている。多くの矛盾をはらむようになるのは、その国籍の証明が、「戸」を通じて行われることから生じることになる。

* 3 利谷信義「序説」利谷信義・鎌田浩・平松絃編『戸籍と身分登録（新装版）』（早稲田大学出版部，2005）。

2 宗門人別改帳から近代の戸籍へー「戸」として捉えたもの

「戸」を単位として人民の掌握した公文書（帳簿）が戸籍である。では、それぞれの時代の支配権力は「戸」としてどのようなものとして理解していたのであろうか。もちろん、支配権力が捉えた「戸」（「行政モデル」としての戸）がそれぞれの支配目的にそったものであることには違いない。問題は、そのモデルがその社会の実態をどのように反映しているかである。行政モデルといえども、それは全く生活実態からかけ離れたものではないだろうし、行政モデルである以上そのモデルがそのままの生活実態を反映しているものとも言えないであろう。

古代の戸籍では、「戸」は「郷戸」を意味しているというのが通説である。ただ、郷戸の内容に関しては、古代の戸籍研究が始まってから多くの学説が展開され、論争が行われてきた。その議論の一つの内容は、戸籍に記載された「戸」について、戸主（家長）によって統率された大家族の集団とする見解に対して、財産も住居も異にする小家族の集合体とする見解が対立する。後者の考え方は、「同籍は必ずしも同居を意味せず」*4という短い命題によって示されることになるが、「同居を意味せず」という意味については、論者によってその意味が異なった。

戸籍によって把握された「戸」が現実の実態を反映したものか、あるいは法的擬制にすぎないものかという古代史のなかでの長い時間をかけた議論と学説上の対立に関する研究史の流れは、南部昇によって整理されている*5。この古代の戸籍について考える時、「戸」が家族共同体あるいは親族集団の現実を反映しているかどうかという議論の以前に、戸籍が律令国家によって班田収授法によって土地を与えられた人民（「公民」＝天皇の民）の把握を目的としたものである以上、それは律令国家の意思（行政目的）を具現したものであり、多かれ少なかれ「戸」は人民を掌握するために国家の意思を反映した単位と考えなければならない*6。その律令国家の意思（行政目的）は、「徴税や兵士徴発、身分把握など」（『国史大事典』）であり、それが居住（同居）の共同やそれぞれの人民の生活の共同関係を表現するものであるかどうかは、別のレベルの問題であると言わなければならない*7。

ここで古代戸籍について専門外である私がこれ以上の議論を展開することはできないが、これまで報告されているように、「律令政府は、^霊龜元（715）年に一里五十戸の原則を貫徹しながら、戸内に含まれる二～三の十人前後の小家族を房戸（房は小室の意）として独立させ、^{ぼうと}房戸の集合体である従来の戸を郷戸とすることにした」（『国史大事典』）

* 4 三浦周行『法制史之研究』（岩波書店、1919 [大正8]）。

* 5 南部昇『日本古代戸籍の研究』（吉川弘文館、平成四年）第2篇（75-260頁）および南部昇「日本古代戸籍と氏」利谷信義・鎌田浩・平松紘編『戸籍と身分登録（新装版）』（早稲田大学出版部、2005）。

* 6 安良城盛昭『歴史学における理論と実証』（お茶の水書房、1969）82頁。

* 7 この問題に関連して、「戸籍が氏姓の根本台帳という重要な側面を有し、その氏姓が父系継承を鉄則とするものである限り、そして律令国家がこの鉄則を庶民に対しても厳しく貫徹しようとする限り、母親の元で養育された筒ある子女のすべてを、あるいは少なくとも男子だけが父籍に貫すべきではなかったろうか」（南部昇『日本古代戸籍の研究』[前掲]、238頁）とする議論も興味深い。

という郷戸と房戸の捉え方、すなわち「戸（郷戸）」は複数の房戸によって構成され、「房戸」とは生活実態に近い生活共同体（家族共同体＝〈家〉）とする学説にも説得力がある、と思う。

近世の宗門改帳が一定の行政目的を持って作られたものであることは、古代の戸籍と同じである。宗門人別改帳の編成の単位は、〈家〉である。ただ、この〈家〉も宗門人別改帳を作成する支配者によって構築されたモデルであり、現実の居住集団である訳ではない。速水融は、宗門人別改帳の作成方法に関連して、「本籍地主義」と「現住地主義」の二つの方法があったとする*8。すなわち、調査時に現地に居住している住民を対象として登録する「現住地主義」と、その地で生まれた者は正規の手続きを経て他に移動しない限りその住民として登録される「本籍地主義」に区分されるという*9。この分類は、宗門人別改帳を家族復元のための史料として用いる場合、宗門人別改帳がどの程度有効であるかを検証するために考案された概念であるが、この人別改帳作成方法の違いは宗門人別改帳が全国統一の基準で作成されたものでないことを示している。

また、正岡寛司らも、異なった角度から、宗門人別改帳に捉えられた〈家〉を「区切りの単位」として捉え直している。正岡等が〈家〉を「区切りの単位」と表現したのは、宗門人別改帳が捉えた〈家〉はあくまでも支配者の側が捉えた行政モデルであって、民俗レベルでの〈家〉や研究者が考えている〈家〉モデルとは異なったものであり、「家の行政モデルが反映されたもの」*10とする。正岡等は、この行政モデルとして〈家〉は、家の多面的な性格のすべてを知りうるようなものではない、と考えている。

とはいえ、速水も正岡等の議論も、宗門人別改帳のデータは近世家族復元やライフ・サイクル研究に役立つ史料であることを前提にして、その利用にあたっての限界性を示したものである。その意味では、二人の議論は宗門人別改帳のデータが〈家〉の行政モデルであったとしてもそこで記載されたデータは一つの実態を示している、という認識に立っている。その意味では、古代の戸籍における「戸」は、実態を反映したものではなく、フィクショナルな性格を持っていたのに対し、江戸時代の宗門人別改帳はある程度の実態を反映したものであった。

また、古代の戸籍は全住民を網羅的に編成したものであるとは言えないが、宗門人別改帳はそれぞれの地域単位ではあるにせよ、武士を除く全住民を網羅的に組み込んで編成したものである。このことも古代の戸籍と近世の宗門人別改帳との大きな違いである。横田冬彦は、「江戸時代、將軍と大名によって構成された「公儀」のもとで、すべての人々が宗旨改帳という「戸籍制度」によって登録され規定されていた」として、このあり方自体

* 8 速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』（創文社、1992）181頁以下。速水融「戸口」『日本古文書学講座 第七巻』（雄山閣、1979）52頁以下。

* 9 この速水の「本籍地主義」ということばは誤解を招くことばではないだろうか。もともと「本籍」ということばは「近代の戸籍」のなかで用いられるものであるし、現代のように「本籍」と「現住所」のズレは甚だしい社会では、「本籍地主義」によって作成された戸籍で生活単位としての家族の実態把握は困難であるからである。この点に関しては、神谷智「『人的移動』の把握と宗門人別帳—尾張藩を事例として」利谷外編『戸籍と身分登録』（前掲）140頁を参照。

* 10 正岡寛司・藤見純子・島崎尚子「近世農民の世帯と個人の動態的理解のため—ライフコースアプローチの応用—」利谷外編『戸籍と身分登録』（前掲）85頁以下。

が近世的な身分制度と結びついてきたとする。これまでも、寛文期以降の宗門人別改帳が戸籍原簿的な役割を果たしていること、あるいは戸籍史料を兼ね得るもの、という理解が示されていた。

ここで近世の宗門人別改帳について「戸籍原簿的な役割」とか「戸籍史料を兼ね備える」という時、具体的に何を指しているのか必ずしも明らかではない。ただ、宗門人別改帳が、近世的な身分制を基礎にした上でのことであるが(身分族籍別に「人別改」が行われたが)、(1) 全住民を網羅的に組み込んで編成したものであること、(2) 年齢・性別のほか、誕生・婚姻・離婚・養子・離縁・死亡あるいは移動を明らかにするものであったこと、これらのことは近代の戸籍と共通した性格を持つものであるという意味に理解しておきたい。

近代の戸籍は、その意味では、宗門人別改帳の伝統の上に成立したものであると言ってもよい。すなわち、(1) 近代の戸籍も、全住民を網羅的に組み込み編成したものであったこと、(2) すべての住民を〈家〉の枠組みのなかで捉えることは、宗門人別改帳と同様であったが、近代の戸籍が戸籍に記載された全住民(個人)を日本国の「国民」を把握するという意味では、戸籍制度の歴史において新たな段階を示すものであった。明治4年4月4日の「戸籍法」(太政官布告第170号の前文には、次のようにある。

「戸数人数ヲ詳ニシテ猥リナラサルシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ。夫レ全国人民ニ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリ云フヲ待タス。然ルニ其ノ保護スヘキ人民ヲ詳ニセス何ヲ以テ其保護スヘキコトヲ得。是レ政府戸籍詳ニセザルベカラザル儀ナリ。又人民ノ安康ヲ得テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ政府保護ノ庇蔭ニヨラザルハナシ。去レバ其籍を逃シ其数ニ漏レルルモノハ其保護受ケサル理ニテ自ラ国民ノ外タルニ近シ此レ人民戸籍ノ納メサルヲ得サルノ儀ナリ・・・・」(戸の人数を明らかにして正確に把握するとすることは行政事務が最初に行わなければならないことである。全国の人民を保護することは天下のマツリゴトの基本的な任務であることは言うまでもない。とすれば、保護すべき人民を明らかにすることによって、(政府がこれを)保護することができる。これが、政府が戸籍を編成しなければならぬ理由である。また、人民が安全に生きることができるのは、政府の保護のおかげであり。そうであるから、その籍から逃れたり漏れたる者はその保護を受けることができないのが道理であり、このような人民は国民から外れたものであり、このような人民は戸籍に入ることができない)。

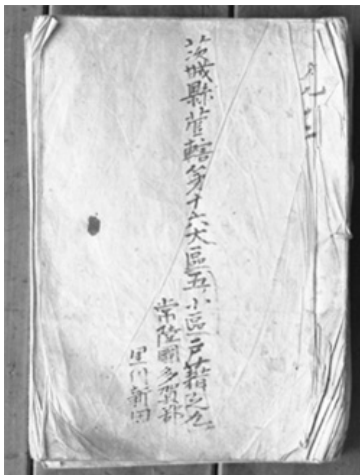
ところで、壬申戸籍は宗門人別改帳の伝統を引き継いだものであると言ったが、あらためて壬申戸籍と宗門人別改帳の違いについても整理しておこう。

(1) 宗門人別改帳は幕府の指令によって作成されたものではあるが、全国を統一した様式で作成したものではなく、それぞれの大名(領主)がそれぞれの固有の様式に従って作成したものである。また、宗門人別改帳は、近世身分制度の反映として族籍別方式において編成した。ここで捉えた住民は近世身分制度を前提とした領主(藩主)が支配する「領民」であって、「国民」であった訳ではない。これに対して、「壬申戸籍」は1871(明治4)年の戸籍法に基づき、族籍別方式を廃して全住民を現住所主義において、全国で

統一的に作成されたものである。戸籍が「ムラ」を単位として作成されたものであったとしてもそこで把握したものは四民平等を前提とした「国民」あるいは「臣民一般」なのである。

- (2) 宗門人別改帳が捉えたのは領主（藩）が支配する「領民」であったために、領民が他国に逃亡することもあったし、犯罪者などについては〈家〉や〈村〉から追放（勘当・久離など）することもあった。従って、近世においては、領国からの追放は人の刑罰の形態であり、「帳外れ」「無宿」と呼ばれる脱籍者が存在した。しかし、明治維新の国家の下では脱籍者を出さないように腐心をし、脱籍者に対しても復籍を求めるようになる。このことは、改めて節を変えて述べることにしたい。
- (3) 宗門人別改帳も壬申戸籍も〈家〉を単位として構成されている。宗門人別改帳と壬申戸籍で捉えている〈家〉の「行政モデル」は異なったものである。すなわち、宗門人別改帳において捉えた〈家〉は、村落共同体の中で「一軒前」として認められた百姓であっても、あるいは「一軒前」として承認されていない水呑百姓であっても、村落共同体から「生活単位」あるいは「経営体」として認められていた〈家〉であった。これに対して、「壬申戸籍」のなかでの〈家〉は、戸籍の編纂が現状の〈家〉の把握から出発したとはいえ、戸主を中心とした血縁・家族集団としての〈家〉であった。後になって、明治国家の戸籍の編成方法が現状の〈家〉を把握よりも、本籍と戸主を中心とした家族・親族関係に基づいた〈家〉の把握に大きく舵を切ることになる。

3 脱籍者と本籍



明治4年戸籍法の基づく戸籍＝
「壬申戸籍」の表紙

明治4年戸籍法に基づく戸籍＝壬申戸籍では、「国民」（あるいは臣民一般）を掌握し、「国籍」を公証するものになった。このことは、近代の戸籍が近世の宗門人別改帳とは異なった新しい特徴であると述べた。

古代の戸籍では、「戸」を単位に律令体制を支える「公民（＝天皇の民）」を把握したが、多くの逃亡者・脱籍者がでるようになり、律令体制そのものが崩壊した。近世の宗門人別改帳は「公儀」の名の下で全住民を網羅的に組み込んでいたが、犯罪者に対してはその地域からの「追放」を命じたり、勘当・久離等々の理由によって「帳はずれ」（人別帳から除外される）こともあった。これに対して、近代の戸籍では、国家自体が脱籍者（帳外れ）を出さないように努力したことである。近世のトコロバライのように「追放」という刑罰がなくなり、届出主義を前提として、脱籍者にも何らかの形で戸籍に入ることを求めるようになった。戸籍法第4則では「臣民一般其れ住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ、専ラ遺スナキヲ旨トス」（臣民一般は戸籍を住居の地で作成し、漏らすことがないことを原則とする）としている。

もう一つは、個人は〈家〉に組み込まれた存在であったが、個人として特定されたことである。一つは、四民平等を前提として「臣民一般」に「氏」（苗字）と「名前」を認め、これを恣意的に変更することを認めなかったことである。「氏」（苗字）は次第に家族名を意味するようになり、住所地と家族名と名前によって個人が特定されるようになってきた。ただ、個人の移動が頻繁になってくると、住所地と氏名だけでは個人の特定が困難になっていく。この時、「本貫」（出生地・出身地という意味に近い）という概念が登場し、この「本貫」の概念が「本籍」ということばに変わっていくことになる。

まず、明治政府は脱籍者（浮浪の徒とも表現される）に対して、どのように対応したか、ここではこの問題から始めよう。王政復古が宣言された後、明治政府がこだわったのは脱籍者の存在である。もちろん、脱籍者の取り締まりは、大政奉還の後の混乱する世情のなかでの治安対策でもあったのであろう。しかし、それだけでは説明できない。

1868〔明治元〕年3月4日の太政官布告（第137）は「言路ヲ開キ脱籍浮浪ヲ禁督ス」（脱籍した者の進言を聞いて、脱籍浮浪を禁じ取り締まれ）というものであり、「王政御一新之折柄天下ニ浮浪ノ者有之候テハ実ニ不相済儀ニ付士分ノ者ハ不及申農商タリ共一切脱国不致様巖敷取締被仰付候」（王政復古があったのでこの世に浮浪の者といふことは許されない。士族だけではなく、農商であっても脱国をしないように取り締まりをしなさいとした上で、この時期は世情が不安定であり皇国のためあるいは主家のために脱国をした者もいるので十分にその趣旨を聞いて公正に判断をして太政官に申し出なさい」というものであった。

この布告を皮切りに、明治政府の矢継ぎ早に布告を出していく。同年3月15日には、末端の人民にまで周知徹底するためか、全国に掲示を出す。いわゆる「五榜の掲示*11」と呼ばれているもので、上記の内容とともに「士族であれ農商であっても奉公人を採用する場合には出所を糺し、脱籍者を採用してはいけないこと、もしこの脱籍者の犯罪を犯した時には主人の落ち度をとかがえる」という文章も付け加えている。

1872（明治2）年2月3日にもまた脱籍に関する行政官から新しい布告が出される。すなわち、これまで国境には関所を設けていたが「今般大政更始四海一途ニ歸シ候ニ付宏遠之思食ヲ以諸道関門廢止被仰出候。然ル処脱籍浮浪人之儀ニテ兼而被仰出候次第モ有之今日ニ至リ脱走潜行之者無之筈ニ候得共萬一旧来脱籍之輩今以不得其所者之候ハバ府藩県ニ於テ篤ト取調早々復歸可為ハ勿論此後下情抑塞ヨリシテ逐ニ不得止戸籍ヲ脱シ候者無之様可致処置更ニ被仰出候事」（こんど、天下の政（まつりごと）が変わり一つの国に統一されたのであるから関所は必要ではなくなり、脱走潜行の者もいなくなったはずである。しかし、旧来の脱籍者がまだいるとすれば府藩県においてきちんと取り調べ、早く復歸させるようにしなさい。もちろん、これ以降戸籍を脱けるようなことがないようにさらに処置を申し渡します」とする。まずは、明治国家は、彼らに復籍をするように求めたのである。

この時期、脱籍者にも関連する注目すべき刑制改革が行われた。幕藩体制のなかで行われていた「追放刑」が廃止されることになる。これまで、幕藩体制の刑罰体系は、「死刑」と「追放刑」からなっていたとされるが、明治初年の「仮刑律」によって「追放刑」が廃

*11 明治政府（太政官）が人民に対して五つの禁止令を高札にしたもの。

止されて、「勞役刑」（この段階では、まだ「笞（ち）」「杖（じょう）」「徒（ず）」「流（る）」の4つ刑罰）に転換していった*12。この「^{かりけいりつ}仮刑律」の指令・伺を集めた「仮刑律例」では、脱籍者の処置として「呼び戻す」ことを求め、他国への追い出しは他領の害となるとしているし、久離・勘当による「帳外し」も「天下に無籍の者がいないようとする法の趣旨に触れる」*13としている。

明治国家が、維新のはじめから、「追放刑」を廃止し、脱籍者に復籍を求めたことは、戸籍制度にとって重要な意味を持っている、と私は思っている。

この時期の脱籍者に対する取り締まりは、太政官・行政官から頻繁に出され、その内容についてもいくつかに区分できる。第1は、国事に奔走して脱藩・脱籍をしたものの取り扱ひである。この脱籍者すなわち勤王の志士達には、維持新政府も気遣いながらの復籍を求めているし、死者であれ存命者であれ祭祀・救助等の行うとの布告もある（1868年10月18日軍務官863, 1868年行政官布告1094号・1869年1月31日行政官布告85）。第2は、「浮浪の者」「脱籍無産の輩」と呼ばれる人々に対する取り締まりである。この時期の脱籍者は次の二つのタイプに分類することができだろう。(1) 従来型の「逃亡」や「勘当」「久離」によって無宿になった人々である。このような脱籍者に対する取り締まりについて、江戸時代の「寄せ場」送りのように、「無産之者徒下小金原二相移シ開墾二使役可致」（1869〔明治2〕年3月10日沙汰269）とされた。(2) 版籍奉還以降・秩禄処分以降に対して不平・不満を持った士族達の脱籍行動である。山主政幸は、脱籍者への取り締まりの本質について「明治初期絶対主義の政権の確立過程において、下層武士及び農民のoutlaw化のうち存する反政府的エネルギーの鎮圧および統制手段」として捉えている*14。いずれにしても、このような脱籍者に対しては、明治3年の「^{しんりつごうりよう}新律綱領」および「改定律例」に対して、追放刑ではなく、「杖」（じょう＝むち打ちの刑）等の刑事罰が与えられた。

そして、このような脱籍者に対して、維新政府は離脱した籍に戻ることを、すなわち復籍を求めた。ただ、「これまで雇ってきた奉公人達を解雇とするとすればそれは追放と同じことである」と述べ、旧籍に戻すか引請人へ渡して入籍シ、請け証文をもらうようにして役所に届け出るように求めた（1869（明治2）年5月20日、民部省468）。このような復籍手続きに関して、曲折を経て、本格的な復籍規則（脱籍無産ノ輩復籍規則ヲ定ム）を定めるのは1870（明治3）年9月4日（太政官布告560）のことである。その概要は次のようなものである。

(A) 復籍に関する基本原則について、(1) 「脱籍無産之輩其本貫復歸セシムルハ士民二不拘其者脱籍ノ始末、及生国親族等篤ト取礼シ府藩樞送ヲ以本貫ヘ可引渡候事」（脱籍無産の人たちは、士族或いは平民にかかわらず、本貫に復歸することが原則であり、生国・親戚等を問い質して府藩樞の送りで本貫に引き渡しなさい）とする。ただし、(2) 本人

*12 水林彪は「明治元年春に一応の成立を見た仮刑律において、追放刑は姿を消し、その秋には追放刑の徒刑への転換の方式が確定した（明治1年10月30日）」と述べている（石井紫郎・水林彪『法と秩序』〔日本近代思想体系7〕〔岩波書店〕474頁。

*13 水林『法と秩序』（前掲）61頁、103頁。

*14 山主政幸「明治戸籍法の一機能—脱籍者取締りについて」『家族法論集』（法律文化社、一九六二）および山主政幸「日本社会と戸籍」『日本社会と家族法—戸籍法を通して』（日本評論新社、一九五八）。

が帰国を望まない場合には、本貫の地に連絡の上、現在地への入稼人としても良いこと、(3) 本貫を脱籍した者は、本人が望む地方に新しい戸籍を立てるか、他人の厄介になるか、都合の良いようするように、(4) 父母が脱籍をして流寓し出生地もわからない時には現在の居住地に編入すること、が定められた。

(B) 復籍する者を地方に引き渡す時には、差し出す官庁と受け取る官庁が相談の上取り扱い、本人の申し立てが確かな場合には遠隔地の場合は府藩県への送りをもって行うものとする。

(C) 脱籍者がある時には地方官に届け出て、6ヶ月ごとに状況を報告し、3年を経過後に除籍をする。この条項は、1878(明治11)年に廃止となる。

(D) 復籍をさせた人々について、地方官は彼らの生活が立ち行くように世話をしなければならない。

この「復籍規則」は明治4年戸籍法が施行された後に太政官の沙汰として改定されるが(1871[明治4]年4月23日太政官布告203)、全体としては大きな変化はない。ここで注目しておくことは、次の2点である。(1) 明治維新(1868年)から1871(明治4)年という短い時間に、明治維新政府は、脱籍者を復籍させ、すべての「国民」を戸籍に収めることに努力をしていることである。制度的には、四民平等を前提とし、「国民」を「臣民一般」として捉える立場を明確にしたことである。(2) 「壬申戸籍」は「住居ノ地」において戸籍を収める〈現住所主義〉をとった。しかし、〈現住所主義〉では移動する「国民」を捉えることは困難である。脱籍者に対する明治政府の原則的な処置は本貫(出身地・出生地)に帰すことである。他方では、移動する「国民」を〈現住所主義〉だけで捉えることができないこと理解した時、従来の「厄介」(dependant)*¹⁵に加えて、「寄留(temporary residence)」という新しい制度の登場であった。「寄留」は明治4年戸籍法ではじめて制度化されたものであるが、〈現住所主義〉のもつ矛盾は脱籍者の取締りのなかで明治政府は十分に認識していたであろう。これまでの布告・明治4年戸籍法のなかで「本貫」という概念が登場することに読み取ることができる。明治4年法戸籍法のなかには概念化されていないが、「寄留」は「本貫(本籍)」があることを前提とした概念であるからである。

4 明治4年戸籍法の展開

明治4年戸籍法は、すべての「国民」を戸籍のなかに収めることを目標とした。しかも、明治4年戸籍は、すべての「国民」を〈家〉を単位として「現住所主義」のもとで掌握しようとしたものである。戸籍の基本的な役割は、「国民」を個人を掌握し、特定する手段であった。壬申戸籍は、個人を「住所地」(現住所)と〈家〉と氏名(家族名と名前)によって特定しようとした。

個人を特定するという役割から見れば、「氏名」については一人一名主義の確立によって、その問題をとりあえずは克服することができた。しかし、「現住所主義」と〈家〉の問題はそれほど簡単に克服できる問題ではなかった。戸籍は「国民」の現状を正確に映し出すものではないにもかかわらず、明治国家は「現住所主義」を採用した。戸籍に描き出

*15 1 「厄介」は、明治4年戸籍法では「附籍」として規定される。

された〈家〉と現実の〈家〉のズレが「わずか」であれば、「附籍」や「寄留」という制度で補完することによって、その修正が可能であった。

このズレの背景には、二つの原因があった、一つは、「国民」の流動性の問題である。居住・移転、職業選択の自由を前提にするならば、「国民」の移動を制限することはできない。もう一つの問題は、明治4年の戸籍法が前提とした〈家〉は、近世の宗門人別改帳が前提とした村落共同体で承認をうけた「一軒前」あるいは経営単位としての〈家〉ではなく、戸主を中心として編成された親族集団としての〈家〉であった。この親族集団としての〈家〉と現実の居住（生活）集団としての〈家〉との間にはズレが生じる可能性があった。

明治4年戸籍法が前提とした〈家〉は、戸主を中心として編成された親族集団であったとしても、具体的な戸籍の編成は現実の居住を踏まえた〈現住所主義〉に基づいた〈家〉を掌握した。つまり、この段階における戸籍簿は、戸口調査を兼ねたものであったし、徴兵・課税・警察行政に資するような役割を担い、宗門人別改帳の伝統を引き継ぎ宗教統制（＝「氏子改」）の役割も期待されていた。その意味では、明治4年戸籍法は総ての「国民」の掌握しという近代国家としての役割を担いながらも、多くの矛盾を抱えた出発となった。

この矛盾に対して大きな改革が実施されるのは、1898（明治31）年になってからであるが、1871（明治4）年から1898（明治31）年までの間、日本社会は大きな変化の時期にあっていた。(1) 地租改正が実施され、近代的な土地所有制度が確立し、憲法が制定され地方制度が整備され明治天皇制国家の基礎が整った時期でもある。(2) 明治4年戸籍法には明示されていない身分変動に対する「戸主願届制度」（戸主届出 [notifiable] 制度でも良い）が確立され（1878 [明治11] 年5月27日の和歌山県伺いに対しての内務省の指令）*16、庶民階層においても家族の身分変動が戸主の権限として認識されるようになった。家族の身分変動についての戸籍をめぐる環境に変化がなかった訳ではない。(3) 西洋から新しい「近代家族」の思想が入ってくる一方で、「国民道徳」として位置付けた祖先祭祀の機能を組み込んだ「日本型近代家族」が新しい官吏や上層の俸給生活者を中心に形成されてきたこと、(4) 「日本型近代家族」が形成されるほぼ同時期に、民法典の施行をめぐって「民法典論争」が起り、「家」制度のあり方についても議論がされ、新しい〈家〉モデルが構築されようとしていた。

戸籍法との関わりでは、「明治19年戸籍取扱手続」（1886年10月16日内務省令第22号）が制定され、戸籍の様式が大きく変更になった。その大きな変更点は、(1) 冊子形態であった戸籍簿が加除式の様式になったこと（同、1条）、(2) 戸主の交替によって新たに戸籍が新戸主を中心として再編成されることになるが、旧戸籍が除籍簿に載せられること（同、14条）、(3) 寄留に関する規定が詳細になり、「入寄留名簿」と「出寄留簿」が設けられたこと、である。この「戸籍取扱規則」による戸籍改革は、明治4年戸籍法を前提とするものであって、まだ抜本的な改革には至らなかった。ただ、戸籍簿の様式が加除式になり、除籍簿が設けられたことにより、この時から過去に遡って家族関係を検証することが可能

*16 石井良助『家と戸籍の歴史』（創文社、1981）51頁。

になった。

戸籍法にとっての大改革が行われたのは1898（明治31）年であり、明治民法（民法第4編・第5編）と戸籍法の改正が行われた同時に施行された（7月16日）。この戸籍法は223条からなるきわめて詳細なものである。明治民法には、強力な戸主権と戸主に家督相続および祖先祭祀の独占を認めた「家」が規定された。戸籍法は民法の付随法令となり、現実の〈家〉に大きな影響を与えた。もともと、日本の伝統的な〈家〉（＝家族）は多様であり、この民法と戸籍法を通じて平準化されることになる。

庶民階層の〈家〉では、家父長権の強い家族形態の地域と、家父長権が分散し比較的弱い地域があったし、結婚についての子ども達に対する家長（親）の統制権が強い地域もあれば、微弱な地域もあった。また、相続に関しても、長男相続ではなく、初生子が女性であっても女性に婿養子をとって跡を継がせる姉家督相続の形態や、末子相続の形態が一定の地域性を持ちながら展開していた。このような多様な家族の形態は明治民法の施行とともに平準化し、多様な家族慣行は姿を消していくことになった*17。

明治31年戸籍法の特徴は、(1) 戸主届出に基づいて、民法の規定にしたがって家族の身分変動を戸籍に記載することを求めており、戸籍実務を円滑に処理するためにも戸籍吏（戸籍事務を取り扱う官僚）に「戸籍質疑録」のような膨大な事例集が用意されていくことになる。(2) 戸籍行政の政府内の管轄が、内務省から司法省に移ることになる。これは、戸籍が戸口調査、徴兵や徴税、警察行政に資することを求められていたのに対し、私法的な身分登記簿として純化された結果である。(3) 家族の身分変動は、まずは身分登記簿に登録し、その身分登記簿に基いて戸籍にその異動を加除記載するシステムを作ったことである。この身分登記簿は西洋の身分公証制に影響を受けたものだと一般的に考えられている。(4) 〈本籍〉という概念を本格的に導入し、「本籍主義」によって戸籍の編成をおこなったことである。ここで本籍は戸籍に登録している場所であり、それは民法上の住所である必要なく、誰もがどこにでも本籍をおくことができた。この意味では、本籍を定めてそこに戸籍をおくことを本籍主義と呼ぶならば、本籍主義は、戸籍で捉えた〈家〉と現実の居住（生活）集団としての〈家〉のズレをますます拡大することになった。

明治31年の民法の制定と戸籍法の改正は、家族関係の内部に公権力が関与することを容認するものであった。ここに、近代日本に特殊な家族・親族法の展開がある。この〈家〉に対する明治国家の干渉はこの時期の天皇制のあり方と密接な繋がりを持つものである以上、ただ単に身分行為に関わる私法上の問題ではなく、国家体制の問題として認識しなければならない。

1914（大正3）年、戸籍法は3度目の改正を行うことになる（1914〔大正3〕年3月30日公布法律26号）。つまり、明治31年戸籍法が、戦前の日本の戸籍法の終着点ではなかった。大正3年戸籍法の改正には、二つの大きな変更点があった。1つは、身分登記簿が廃止されたことである。廃止の理由は、①身分登記簿の利用がほとんどなかったこと、②身分登記簿が保管する倉庫が不足していること、③身分登記簿の保管費用に相当の金銭がかかること、④身分登記簿と戸籍簿に同じことを二度記載することは無駄であり、戸籍事務

*17 たとえば、森謙二「姉家督相続に関する一考察」『法社会学』31号（1979）を参照。

が煩瑣になること、をあげている*18。

もう一つは、新たに「寄留法」(1914 [大正3] 年3月30日公布法律77号)が新設されたことである。「寄留法」は全4条からなる短いものであったが、「寄留手続令」(1914年勅令226号)および寄留手続細則(1914年司法省令10号)等、詳細な規定をおいた。「寄留法」の国会審議の政府委員であった鈴木喜三郎は、その制定趣旨として、①明治4年戸籍法に規定があり、その後も何度かにわたって寄留に関する規定を發布してきたが、それぞれ断片的であるので、今回は寄留法を制定して寄留に関する法を体系的に整備する、とした。また、②新たに寄留簿を整備して、寄留人の管理を行うとし、戸籍法は戸籍の所在を問題にするが、寄留法は人の所在地を問題にする、と述べている*19。本籍主義を採用した明治31年戸籍法では、現実の人の居住地を把握できないので、その対応策として寄留法できたのである。この寄留法が戦後の「住民登録法」(1951年6月8日法律第218号)の制定へと展開することになる。

5 まとめ

日本は、古代から人民を掌握する手段として「戸籍」を用いてきた。支配権力(国家)が人民の掌握手段として戸籍を用いるかどうかは文化の問題である。明治4年戸籍法は、総ての「国民」(個人)を〈家〉を通じて把握し、戸籍は国籍の公証手段になった。戸籍からの脱籍者を復籍させること、脱籍者が出ないように制度を整えることが、明治初年の国家の重要な任務であった。私は、これを戸籍の「近代化」として捉えた。

また、壬申戸籍は近世の宗門改帳の伝統を引くもので、戸籍簿の編成方法は現状を踏まえた「現住所主義」に基づくものであった。しかし、資本主義経済が浸透し、居住移動・職業選択の自由が個人に保障される社会では、「現住所主義」に基づいて「国民」を把握することは困難であり、明治31年戸籍法では編成方法が「本籍主義」に変更になった。

また、明治4年戸籍法が前提とした戸籍編成単位としての〈家〉は、戸主を中心とした親族集団であり、居住(生活)単位としての〈家〉との間でズレが生じることになる。戸籍で捉える〈家〉は、現実の居住(生活)集団としての〈家〉から離れ、観念化していくことになる。その意味では、戸籍簿の作成と戸口調査との間で大きな距離が生まれることになった。

明治31年戸籍になると、戸籍は戸主を中心とした家族の身分登録簿の役割を果たすようになった。「戸口調査」簿として戸籍簿から、家族の身分登録簿へと変身を遂げていく。同時に、戸籍法は「家」制度を規定した親族・相続法の付随法令となり、国家権力が家族の内部関係に直接的に干渉するようになってきた。この干渉は、個々の家族員の保護を目的としたものではなく、天皇制国家の精神的基盤としての「家」(「国民道徳」としての祖先祭祀を担う「家」)の維持を目的としたものであったために、戦後の日本社会で戸籍のあり方が批判にさらされることになった。

*18 二宮周平「近代戸籍制度の確立と家族の統制」利谷など編『戸籍と身分登録』(前掲)一五〇頁。

*19 法律新聞社編『戸籍法改正寄留法制定理由』(法律新聞社, 1914)。

付記

本稿はデンマークの友人Karl Jacob Krogness氏の求めに応じてまとめたものである。彼は日本滞在中「戸籍」を中心に研究をすすめ、何度か会って議論を繰り返した。私自身は本格的に戸籍研究を行った訳ではないが、社会調査を通じて民間に保存されている「壬申戸籍」や法務省に戸籍の閲覧許可を求めて家族研究の一助にしたこともあり、その経験を踏まえて戸籍に関する私の考え話したことがある。本稿はその時の話の一コマをまとめたものであり、彼をこれの英訳してくれた。カールによるこの翻訳は, *Japan's household registration system and citizenship koseki, Identification and Documentation*, Edited by D.Chapman and K.J. Krogness, Routledge, 1914に所収されている。

The Development of the Modern “Koseki”

Kenji Mori

Japan has since ancient time deployed the koseki, or registration of the population by household, as a tool for grasping the people. The matter of whether or not a state power deploys household registration as a means to manage the population is a question of culture. Through the unit of the family, or ie, the 1871 Koseki Law grasped the entire nation (kokumin), and thus made the koseki document proof of citizenship. Two tasks were central for the early Meiji state – to return the *dasseki-sha* to their registers and prevent more people from leaving their registers. I suggest that these developments constitute the ‘modernization’ of the koseki.

Continuing the tradition of the early modern *shūmon aratamechō*, the compilation method of the *jinshin koseki* was based on the ‘principle of actual residence’ as it sought to reflect actual circumstances. It was difficult, however, to grasp the ‘kokumin’ by the ‘principle of actual residence’ in a society where the capitalist economy was spreading and where the individual’s right to freely move and settle anywhere was protected. The 1898 Koseki Law, then, was amended so that the compilation method followed the ‘*honseki principle*’.

As the *ie*, which the 1871 Koseki Law premised as the unit of koseki compilation, was a family group centered on the household head, there emerged discrepancies between this registered *ie* and the *ie* that was an actual residential (communal) group. In this sense, there emerged a wide gap between the koseki’s two roles: that of producing koseki registers and that of being a census (*kokō chōsa*).

In 1898 the koseki acquired the role of being a status registration ledger for the family centered on the household head. Koseki was transformed from a koseki-as-‘census’ to a family status registration book. At the same time, the Koseki Law became a collateral law to those of the Civil Code’s statutes that pertained to family and inheritance and regulated the ‘*ie*’ system and it is in that process that the state power came to intervene directly with intra-family relations. The purpose of this intervention was not to protect individual family members. The purpose was to underpin the ‘*ie*’ in its role as the moral foundation of the emperor system state, where ‘*ie*’ is responsible for ancestor worship which represents the ‘people’s morality’, and it is for that reason that the koseki model is being criticized within post-war society.

